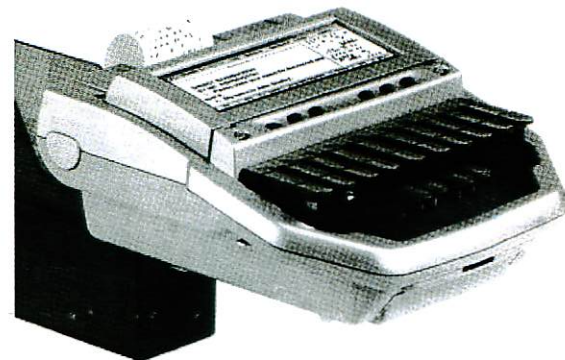




最新の速記録事情

こんなに便利な
電子機械速記システム

STENTURA fusion



アピール1

●最新の機能を備えた米国ステンチュラ社の「日本語対応型 Stentura Fusion」では、デジタル録音により、速記データに録音データがリンクされており音声データの聞きたい部分を即座に再生することができます。

アピール2

●裁判員が法廷でメモ書きから解放され、裁判に集中できます。リアルタイムの字幕付けシステムを採用すれば、耳の聞こえが悪い人も裁判に参加することが可能になります。米国では、リアルタイム字幕を点字に訳するソフトもあり、視覚障害者の裁判参加にも役立っています。

アピール3

●外国では、速記により手元のパソコンに送信される文字情報に、色づけをしてマークしたり、注釈を付けたりし、後で尋問するときに確かめるなど、とても便利に活用されています。また、通訳人の必要な事件では、通訳人のメモを取る時間が節約でき、裁判の時間の短縮にも役立ちます。

現在、日本の法廷で活躍しているステンチュラ6000とリアルタイムも可能な「はやとくん」ソフトを活用した機械速記システム

裁判員制度 法廷の運営と記録Q&A

Q1

私も裁判員になるの？

A 年間に選挙人名簿から約36万人もの人が候補者となりますが、重い病気や障害、介護や育児、特別な仕事責任に就いている人など以外は原則として辞退できません。

Q2

殺人など重大事件を裁くには時間がかかる？

A 訴訟当事者によって事前の争点整理が行われるため、年間で3600件程度の対象事件の9割が5日以内に審理が終わると想定されています。残る1割の大型事件は6日以上続きます。

Q3

法廷では難しい集中審理が続くの？

A 連日開かれる法廷では、裁判長が分かりやすく運営するとの広報がありますが、事件によっては、鑑定人や医師などの専門家による難しい内容のやり取りも行われます。

Q4

法廷での記録はどうなっているの？

A 日本の裁判所には、要点のみを記載した書記官が作る要領調書、やり取りのすべてを記載する逐語調書として、法廷に立ち会った速記官が作る速記録と、録音テープを外部委託で文字起こす録音反訳書があります。

Q5

裁判員制度で評議のときに記録はあるの？

A 最高裁は、裁判員が評議をするときには裁判員の新鮮な記憶で足りるとしています。そして、ビデオ録画を活用して、「あそこはどう言っていたかな」と、裁判員が確認したい時は、その場面を探し再生するというもので、最終的に「紙の記録」を作成するか、しないかも含めて、検討中ということです。

Q6

法廷記録はいつ出来上がるの？

A 録音反訳書は、通常は約2週間、倍額の特急でも3日はかかりますが、速記録は翌日または即日交付が可能であり、コンピューターとの連動によってリアルタイムの字幕付けもできます。

Q7

外国の法廷記録はどうなっているの？

A みなさんがご存知の陪審制度で有名なアメリカでは機械速記が主流で、ビデオ録画を活用する場合にも、機械速記を併用して文字情報を付けるなど速記官が有効活用されています。

Q8

外国の陪審員も、メモ書きに追われているの？

A 例えば、陪審制度で有名な米国では、5万人の法廷速記官がおり、迅速に速記録を提供しています。しかし、日本では、10年前に速記タイプの製造困難・速記応募者減という理由で養成が停止されて以降、速記官は減少しています。

Q9

裁判官のメモを使えないの。証言を聞きながらメモ？

A 裁判官のメモを活用する制度はありません。一般の人が法廷での専門的なやり取りや証言を聞き、かつ心証をとりながら、自分で相当時間のメモを取ることは極めて困難ではないでしょうか。

Q10

日本の裁判員法廷で有効な記録は何？

A 今、日本の裁判所には、客観的で公正・迅速な速記録を作成する速記官が約300人おり、裁判員制度に速記録が活用されれば、最も有効な記録作成の担い手となります。特に、連日法廷に対応できるのは、速記官による電子速記システムしかありません。